

建設企業常任委員会会議記録

日 時 令和4年6月16日(木曜日)

午前10時 0分 開議

場 所 水戸市議会 第5委員会室

午前10時47分 散会

付託事件

議案第51号, 議案第52号, 議案第53号, 議案第54号, 議案第55号

1 本日の会議に付した事件

(1) 議案審査

- ① 議案第51号 水戸市児童遊園条例の一部を改正する条例
- ② 議案第52号 指定管理者の指定について(児童遊園)
- ③ 議案第53号 市道路線の認定及び廃止について
- ④ 議案第54号 都市計画道路3・3・2号中大野中河内線(松が丘工区)橋梁上部工製作工(上り線)工事請負契約の締結について
- ⑤ 議案第55号 水戸駅北口エレベーター改築工事請負契約の締結について

2 出席委員(7名)

委員長	綿 引 健 君	副委員長	滑 川 友 理 君
委員	中 庭 次 男 君	委員	田 口 文 明 君
委員	鈴 木 宣 子 君	委員	小 川 勝 夫 君
委員	松 本 勝 久 君		

3 欠席委員(なし)

4 委員外議員出席者(なし)

5 説明のため出席した者の職, 氏名

副市長	秋 葉 宗 志 君		
建設部長	大 和 直 文 君	建設部技監兼 建設計画課長	上 田 航 君
建設部技監兼 道路建設課長	松 葉 光 隆 君	建設部技監兼 生活道路整備 課長	有 金 正 義 君
建設部技監兼 河川都市排水 課長	大 山 裕 己 君	建設部技監兼 土木補修事務 所長	川 又 弘 一 君
建設部技監兼 内原建設事務 所長	谷 萩 幸 治 君	道路管理課長	丹 治 雅 人 君
建築課長	大 和 田 聡 君		

都市計画部長	加藤久人君	都市計画部技監兼 泉町周辺地区 開発事務所長	大森幹司君
都市計画課長	平澤俊之君	建築指導課長	井原孝志君
公園緑地課長	鶴井昭宏君	市街地整備課長	小田切幸司君
住宅政策課長	砂川和敏君		
上下水道事業 管 理 者	荒井 幸君		
水道部長	木村 勤君	水道部参事兼 水道総務課長	関谷 勇君
水道部参事兼 経 理 課 長	梶山 哲君	水道部技監兼 給 水 課 長	梶山 学君
水道整備課長	杉山健一君	浄水管理事務所 事務長	林 忠勝君
下水道部長	坪 貴之君	下水道部参事兼 下水道管理課長	鬼澤英一君
下水道整備課長	小田博之君	集落排水課長	久木崎 隆君
下水道施設 管理事務所長	渡邊基弘君		
6 事務局職員出席者			
法制調査係長	武田侑未子君	書 記	昆 節夫君

午前10時 0分 開議

○綿引委員長 おはようございます。

定足数に達しておりますので、ただいまから建設企業委員会を開会いたします。

これより議事に入ります。

さきの本会議におきまして、当委員会に付託されました案件は、議場で配付されました議案審査分担表のとおり、議案第51号ほか4件であります。

それでは、審査の進め方についてお諮りいたします。委員会の審査日程が2日間となっておりますので、本日はまず執行部に提出議案の説明を求め、次に順次質疑を行いまして、明日、御意見等を伺った後、採決を行いたいと思いますが、これに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○綿引委員長 ありがとうございます。御異議なしと認め、そのように進めさせていただきます。

お諮りします。この際、当委員会に付託となっております議案第51号ほか4件を一括議題としたいと思いますが、これに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○綿引委員長 御異議なしと認め、一括議題といたします。

それでは、これより執行部から、順次提出議案の説明を願います。

なお、5月26日の当委員会で請求いたしました資料につきまして、本日執行部より提出を受けておりますので、議案の説明とあわせて説明をお願いいたします。

初めに、議案第51号 水戸市児童遊園条例の一部を改正する条例について、執行部から説明をお願いいたします。

鶴井公園緑地課長。

○鶴井公園緑地課長 おはようございます。

それでは早速、説明に入らせていただきます。

水戸市議会定例会議案書①の11ページをお開きください。

市議会議案第51号 水戸市児童遊園条例の一部を改正する条例については、公園緑地課提出の議案第51号参考資料により御説明いたします。

1、改正理由につきましては、開発行為による児童遊園の帰属に伴いまして、関係規定の整備を行うものでございます。

2、改正内容につきましては、水戸市小吹町釜場児童遊園につきまして、市民の皆様の利用に供するため、当該条例に追加を行うものでございます。

3、条例の施行日につきましては、令和4年7月1日を予定しております。

2ページ以降に新旧対照表、児童遊園の位置図、平面図を添付してございます。あわせてお目通しをお願いいたします。

なお、これによりまして、市内児童遊園数は299か所、面積は114.76平方メートルの追加となりまして、あわせまして10万1,339.81平方メートルになる見込みでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○**綿引委員長** 次に、議案第52号 指定管理者の指定について（児童遊園）について、執行部から説明をお願ひいたします。

鶴井課長。

○**鶴井公園緑地課長** 引き続きよろしくお願ひします。

水戸市議会定例会議案書①の13ページをお開き願ひします。

市議会議案第52号 指定管理者の指定につきましては、公園緑地課提出の議案第52号参考資料により御説明いたします。

1、理由につきましては、新たに1か所の児童遊園について、指定管理者に指定追加するものでございます。

2、管理を行わせる公の施設の名称につきましては、1、水戸市小吹町釜場児童遊園でございます。

3、指定管理者となる団体の名称につきましては、一般財団法人水戸市公園協会でございます。

4、指定の期間につきましては、令和4年7月1日から令和8年3月31日まででございます。

2ページ以降に、児童遊園の位置図と平面図を添付してございますので、あわせてお目通しをお願ひいたします。

説明は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○**綿引委員長** 次に、議案第53号 市道路線の認定及び廃止について、執行部から御説明をお願ひいたします。

上田技監兼建設計画課長。

○**上田建設部技監兼建設計画課長** 建設計画課でございます。よろしくお願ひいたします。

それでは、市議会議案第53号 市道路線の認定及び廃止について御説明いたします。

令和4年第2回市議会定例会議案書①の15ページをお開き願ひします。

本案件につきましては、道路法第8条及び第10条の規定に基づきまして、市道路線の認定及び廃止を行うものでございます。

ページを返していただきまして、16ページをお願ひいたします。

別紙でございますが、認定の対象となる5路線及び廃止の対象となる2路線についての調書となっております。今回の市道路線の認定及び廃止によりまして、路線数が3本の増、延長が113.80メートルの減となりますので、路線総数が7,716本、総延長で228万5,572.09メートルとなります。

なお、17ページから23ページにかけまして、対象路線となる場所の位置図を添付しておりますので、御参照をお願ひいたします。

あわせて、認定となる各路線の実測図を参考資料として提出させていただいておりますので、後ほどあわせて御参照を願ひします。

説明は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○**綿引委員長** 次に、議案第54号 都市計画道路3・3・2号中大野中河内線（松が丘工区）橋梁上部工製作工（上り線）工事請負契約の締結について、執行部から説明をお願ひいたします。

松葉技監兼道路建設課長。

○松葉建設部技監兼道路建設課長 道路建設課です。よろしくお願ひいたします。

それでは、御説明いたします。

議案書①の25ページをお開き願ひます。

あわせまして、建設部道路建設課提出の議案第54号参考資料①を御参照願ひます。

市議会議案第54号 都市計画道路3・3・2号中大野中河内線（松が丘工区）橋梁上部工製作工（上り線）工事請負契約の締結について、参考資料により御説明いたします。

1の工事名につきましては、都市計画道路3・3・2号中大野中河内線（松が丘工区）橋梁上部工製作工（上り線）工事でございます。

2の施工場所は、東赤塚、姫子1丁目でございます。

3の工事概要につきましては、都市計画道路3・3・2号中大野中河内線（松が丘工区）の整備区間のうち、JR常磐線をまたぐ橋りょうでございます。上り線の橋りょう上部工の製作工といたしまして、橋長は98.5メートル、幅員11.9メートル、鋼重量は451.7トンの2径間連続鋼床版箱桁橋製作（橋梁上部桁）一式となります。

4の契約の金額につきましては、4億8,400万円でございます。

5の契約の相手方につきましては、横河NS・株木特定特定建設工事共同企業体でございます。

代表者、構成員1につきましては、神栖市砂山16番地5、株式会社横河NSエンジニアリング、代表取締役、齊藤功でございます。

構成員2につきましては、水戸市吉沢町311番地1、株木建設株式会社、代表取締役、株木康吉でございます。

出資比率につきましては、構成員1が65%、構成員2が35%でございます。

添付2ページから5ページの資料につきましては、さきの当委員会にて御説明しておりますので、省略いたします。

また、資料最後の6ページを御参照願ひます。

松本委員より資料請求のありました、建設工事の入札についてでございます。

競争入札における参加業者数、一般競争入札における共同企業体の構成員数を示したものであります。上段の指名業者数につきましては、契約金額に応じて、130万円を超え265万円未満の業者数の7社から、8,000万円以上の業者数の16社まで、8段階に分類されております。

一般競争入札につきましては、契約金額が1,000万円以上の工事を対象としております。また、共同企業体対象工事につきましては、中段、右囲みのおり、契約金額に応じて、それぞれ土木一式工事は1億円以上、建築一式工事は1億2,000万円以上、設備等の工事につきましては1億円以上となっております。

なお、共同企業体の構成員数は、契約金額と工事ごとに応じておおむね右の表のとおりとなっております。契約金額2億円未満から30億円以上までの5段階に分類されております。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○**綿引委員長** 次に、議案第55号 水戸駅北口エレベーター改築工事請負契約の締結について、執行部から説明をお願いいたします。

小田切市街地整備課長。

○**小田切市街地整備課長** 市街地整備課でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、議案書①の27ページをお開き願います。あわせて、市街地整備課提出の議案第55号参考資料を御参照願います。

市議会議案第55号 水戸駅北口エレベーター改築工事請負契約の締結につきまして、参考資料により御説明いたします。

1の工事名は、水戸駅北口エレベーター改築工事でございます。

2の施工場所につきましては、宮町1丁目でございます。

3の工事概要につきましては、利用者にとって安全で快適な水戸駅北口駅前広場のバリアフリー環境整備に向け、ペDESTリアンデッキ西側の既存エレベーターの撤去及び新設を行うものでございます。

新設するエレベーターは、定員15人、出入口の幅は90センチメートルでございます。かご寸法は、間口160センチメートル、奥行き150センチメートルと、既存エレベーターより若干大きくしております。エレベーターのかごを収める建物は4面ガラス張り、エレベーターはロープ式でございます。

4の契約金額は1億7,380万円。

5の契約の相手方につきましては、田口健・アルプス特定建設工事共同企業体。代表者は、田口建設工業株式会社、代表取締役、田口恵一郎でございます。構成員は、代表者のほか、アルプス建設株式会社、代表取締役、黒澤勝でございます。

構成員の出資比率につきましては、代表者の田口建設工業株式会社が60%、構成員のアルプス建設株式会社が40%となっております。

なお、2ページから5ページにつきましては、さきの建設企業委員会で説明をさせていただいておりますので、省略させていただきます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○**綿引委員長** 以上で、提出議案についての説明は終了いたしました。

それでは、これより順次質疑を行ってまいります。

初めに、議案第51号 水戸市児童遊園条例の一部を改正する条例について、質疑のある方は発言をお願いいたします。

中庭委員。

○**中庭委員** この公園の説明書を見ますと、健康遊具が配置されているんですけども、この健康遊具というのはどんな健康遊具が配置されているのか、お答えをいただきたいと思います。

○**綿引委員長** 鶴井公園緑地課長。

○**鶴井公園緑地課長** 中庭委員のただいまの御質問にお答えします。

現場に設置されています健康遊具は、ぶら下がり健康器と平行健康器具でございます。

以上でございます。

○綿引委員長 中庭委員。

○中庭委員 そうすると、これは、大人でも子どもでも使えるようなものなんですか。

ちょっとお答えいただきたいと思います。

○綿引委員長 鶴井公園緑地課長。

○鶴井公園緑地課長 ただいまの御質問にお答えします。

老若男女、使えるものでございます。

以上でございます。

○綿引委員長 中庭委員。

○中庭委員 分かりました。以上です。

○綿引委員長 ほかにございますでしょうか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○綿引委員長 ないようですので、議案第51号についての質疑を終わらせていただきます。

次に、議案第52号 指定管理者の指定について（児童遊園）について、質疑がある方は、発言をお願いいたします。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○綿引委員長 ないようですので、議案第52号についての質疑を終わらせていただきます。

次に、議案第53号 市道路線の認定及び廃止について、質疑がある方は発言をお願いいたします。

松本委員。

○松本委員 寿282号線というのかな。これは、住所は小吹町ですね。住所は小吹町なんだけれども、寿282号線となっているんですね。

ここの小吹町というのは、用途指定というのは何になっているんですか、これ。

市街化調整区域じゃないかなと思っているんですけども、どういうことで、ここで、この開発行為ができたのか。

○綿引委員長 井原課長。

○井原建築指導課長 ただいまの松本委員の御質問にお答えいたします。

こちらの小吹町の道路につきましては、開発行為を行っておりまして、市街化調整区域内ではありますが、都市計画法第34条11号のエリア指定区域内ということで、このような分譲を認めてございます。

○松本委員 エリアに入っているんだ。

○井原建築指導課長 エリア指定区域です。

以上でございます。

○松本委員 結構です。

○綿引委員長 ほかにございますでしょうか。

中庭委員。

○中庭委員 私は、千波1号線の廃止のことについて、質問したいと思うんですけれども、千波1号線を今度廃止するという条例が出ました。

そして、都市計画道路3・3・175号線と書いてありますね。要するに、そちらに付け替えるということですよ。その辺ちょっと、もう一回確認したいと思います。

○綿引委員長 上田課長。

○上田建設部技監兼建設計画課長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えいたします。

まず、経緯といたしまして、都市計画道路3・3・175号線として、平成9年に都市計画決定が行われて、その後、事業認可とともに平成11年に千波144号線として、未供用でございますが市道認定を行っております。その後、事業が完了したことに伴って、今回、供用を開始して、新たに千波144号線、都市計画道路3・3・175号線が開通したので、今まであった千波1号線という市道はもう既になくなったということで、今回廃止するというところでございます。

以上でございます。

○綿引委員長 中庭委員。

○中庭委員 要するに、都市計画道路に振り替えたので、これはなくなったと。要するに廃止をすると。要するに、道路として必要ないので廃止するという事なんですけれども、そこでちょっと、いろいろ質問したいんですけども、千波1号線が廃止になって付け替えたこの都市計画道路は、ちょうど借楽園の駐車場の辺りで、駅南に行く道路がありますよね。駅に行く道路と合体するんですけども、その場所が非常に朝晩混雑して、今でも混雑しているんですけども、これは、なぜ、こんなふうに混雑してしまったのか。運転手さんの人たちの話では、道路設計に問題があるんじゃないかということなんですけれども、その点についてのどのように考えるのか、お答えいただきたいと思います。

○綿引委員長 上田課長。

○上田建設部技監兼建設計画課長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えいたします。

朝晩の出退勤時の混雑というのは、私どもも予想していたところでございます。

しかしながら、水戸駅南地区の交通網として捉えたときには、例えばですけど、梅香トンネルを抜けて千波大橋に向かっていた車両が、今度は手前で曲がって駅南地区に向かえるということで、千波大橋の渋滞緩和にもなっているということで、水戸駅南地区の交通網として捉えたときには、成功しているというふうに考えてございます。

以上でございます。

○綿引委員長 中庭委員。

○中庭委員 今までは確かに混んでましたよね。その混雑が前よりもひどくなったというふうに皆さん言っているんです。今、課長さんの話では、全体は緩和したんだと。しかし、そこだけはひどくなったんだと私は思っているんですけども、その辺の改善策とか、対策とか、そういうことはないんですかね。

○綿引委員長 上田課長。

○上田建設部技監兼建設計画課長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えいたします。

そういったお話があるということであれば、現地のほうをよく調査して、今後何ができるのかを考えていきたいというふうに考えてございます。

○綿引委員長 中庭委員に申し上げます。認定と廃止ということでの議案でございますので、その先の交通

の渋滞緩和に関しては別の機会をお願いいたします。

中庭委員。

○中庭委員 いや、私も、何人かの人から聞いたんですけども、前よりもあそこはひどくなったというふうに言ったんです。だから、そういう点では、やっぱり地域交通は渋滞対策をしっかりと、今後も進めていただきたいと思います。

以上です。

○綿引委員長 御意見として承っておきます。

ほかにございますでしょうか。

中庭委員。

○中庭委員 見川308号線の市道認定なんですけれども、この市道認定を見て分かるように、道路の途中で曲がるなど、変則的な認定道路になっているんですけど、これは問題ないのか。

それから、もう一点は、上市314号線の廃止についても、ちょっと御質問したいんです。これは、非常に変則的な交差点なんですけれども、なぜこういう変則的な交差点になってしまっ、今回、上市314号線が廃止になるのか、お答えいただきたいと思います。

○綿引委員長 上田課長。

○上田建設部技監兼建設計画課長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えいたします。

先に、見川308号線についてでございますが、もともと法定外道路が開発行為の中にございまして、その道路を利用して、左右で一体的に開発行為を実施したものでございます。

まず、手前側は道路の左側に向かって拡幅してございまして、奥は右に向かって拡幅したということで、何となく曲がっているような形にはなっているんですが、全体として、約60メートルの行き止まりの道路であり、スピードの抑制なども考えられますので、開発行為の道路としては認められるということでございます。

次に、上市314号線、廃止の道路でございますが、もともと国道349号線の万代橋の整備にあわせて県のほうが施工するというので、一帯の整備を進めていく中で、今回、上市314号線についても整備をするということで、市道認定をしてきた経緯がございますが、実際には地元の反対などありまして、あの地域の工事は事実上できないまま供用開始に至っているということでございます。

今回、地元のほうから市道の廃止をお願いされまして、実際に県のほうに確認しましても、もうやる意思はないということで、今回、廃止という形に進めさせていただきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○綿引委員長 ほかにございますでしょうか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○綿引委員長 ないようですので、議案第53号についての質疑を終わらせていただきます。

次に、議案第54号 都市計画道路3・3・2号中大野中河内線（松が丘工区）橋梁上部工製作工（上り線）工事請負契約の締結について、質疑のある方は発言をお願いいたします。

中庭委員。

○中庭委員 この都市計画道路3・3・2号線の道路の橋りょう上部工の工事請負契約ですけれども、この道路が県営東赤塚アパートに非常に隣接して建設されるんですよね。

前の答弁でもあったと思うんですけども、その道路と県営住宅との間が1.5メートルしかないということで、非常に住民の皆さんはこの道路ができることによって、上からのぞかれてしまうんじゃないかとか、それから、通行の音がうるさいんじゃないかとかということについて、どういうふうな対策を取っているのか、ぜひ対策を立てるべきだという話があるんですけども、その点はどういうふうな状況になっているのか、お答えいただきたい。

○綿引委員長 松葉課長。

○松葉建設部技監兼道路建設課長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えいたします。

委員御指摘のとおり、アパートと道路の一番近接する場所では、約1.5メートルぐらいという状況になってございます。橋りょうを過ぎて道路部分になるんですけども、その道路部分の擁壁とアパートが1.5メートルぐらい近くなるという状況になります。

確かに、2階部分のおうちの辺りに道路が通るという状況になりますので、居住者に対するプライバシーにつきましては、道路の路側、高欄部分に目隠しの処置をして、プライバシーを守りたいという形で今検討しているところでございます。

以上でございます。

○綿引委員長 中庭委員。

○中庭委員 住民の皆さんの環境を守るためにも、防音対策とか、プライバシー対策をぜひしていただきたいというふうに思います。

それと、今回工事が始まりますけれども、この工事はどういう日程で行われるのか。特に、令和4年度から始まるわけですけれども、今分かっている範囲での工事の日程というのはどういう日程なのか、お答えいただきたい。

○綿引委員長 松葉課長。

○松葉建設部技監兼道路建設課長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えいたします。

現在、JRと協定を結んで工事を進める状況でございますが、今回上程しております上部工製作工事につきましては、令和4年、5年の2か年事業で計画しております。

令和5年度に製作が完了した後に、それをJRのほうに引き渡しまして、JRのほうに上り線の上部工の架設をお願いしていくという形で、現在の上程した工事については、令和5年から架設が始まるという状況でスケジュールを組んでいる状況でございます。

以上です。

○綿引委員長 中庭委員。

○中庭委員 そうすると、令和4年度、5年度で残りの橋りょうを造って、そして、5年度の途中で、今の答弁では橋りょうを設置する工事を始めるということになると、上り線は令和5年度で完成するということになるわけですか。

○綿引委員長 松葉課長。

○松葉建設部技監兼道路建設課長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えいたします。

架設そのものは、令和5年度から令和6年度にまたがって、JRのほうで架設するようになると思います。実際のその工程の中で、どうしても架設が始まってみないと、JRのほうの工程が定かではないところでございますが、まず、製作が令和4年、5年、架設が令和5年、もしくは6年までまたがるような状況で進んでいくのかなという状況でございます。

○綿引委員長 中庭委員。

○中庭委員 そうすると、令和6年度の初め頃には完成するというところになるところで、下り線の橋りょうの工事が始まりますよね。まず製造して設置するということなんですけども、いつ頃までに下り線の橋りょうが完成するのか、お答えいただきたい。なぜかという、やっぱり今、岡田橋の脇は非常に混雑して、歩道もなく危なくて、やっぱり、住民の皆さんは早く造ってほしいというふうに要望していますので、その点はどういう計画で進めていくのか、お答えいただきたい。

○綿引委員長 松葉課長。

○松葉建設部技監兼道路建設課長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えいたします。

上り線が終わった後、あくまで今現在の計画ではございますが、令和6年度から、今度は下り線のほうの製作工事に取りかかろうと考えております。製作のほうは、やはり2か年で考えていまして、架設のほうも、令和7年から8年にわたるのかなという状況になると思います。

そうしますと、やはり、そのJRの部分の橋りょうの架設は、令和8年度いっぱいまではかかる見込みかなと。委員お話しのとおり、開通に向けては、その橋が終わった後に、その前後、県道赤塚馬口労線までとか、あとは、幹線市道23号線までのアプローチ道路の工事が約3年ほど見越していますので、実際、全線開通となるのは、令和11年度ということで見込んでおります。

○綿引委員長 中庭委員。

○中庭委員 そうすると、幹線としては、あと7年から8年、あるいは9年ぐらいかかるというような状況ですね。そうすると、早くても8年ぐらいということで、住民の皆さんは早い工事を望んでいるんですけども、途中で片側通行なんていうのも可能なんですかね。要するに、上り線を造って下り線を造ってという形になるんですけども、その点は可能なかどうか、お答えいただきたい。

○綿引委員長 松葉課長。

○松葉建設部技監兼道路建設課長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えいたします。

上り車線を架設した後、今度、下り車線の製作、架設に入るんですね。どうしても、ここの路線につきましては、作業する空間、スペースがないものですから、この下り線を架設する場合は、上り線の車道部分も含めて架設をするスペースがどうしても必要になってくる状況になります。なので、先に上り線を供用開始するというのは非常に困難な状況と考えております。

○綿引委員長 中庭委員。

○中庭委員 予定どおり、ぜひとも早く開通できるように工事を進めていただきたいと思います。

以上です。

○綿引委員長 ほかにございますでしょうか。

鈴木委員。

○鈴木委員 私の方から、以前にこの議案のことで説明があったときに、この岡田踏切についての質問をさせていただいたんですが、当然、今閉鎖になっているかと思うんですけども、市民の皆さんにどのように、標識というんですか、看板というか、周知されているのか、確認したいと思います。

○綿引委員長 松葉課長。

○松葉建設部技監兼道路建設課長 ただいまの鈴木委員の御質問にお答えいたします。

今回の工事に伴い岡田踏切は閉鎖になるということで、実際に閉鎖したのは、今年の4月20日から閉鎖をしております。その準備としましては、一昨年度末に地元調整に入りまして、昨年度、1年間をかけまして、予告看板の設置を4月に設置し、再度、12月にも踏切廃止の看板を追加したという状況でございます。

あと、それ以外に市の広報にも踏切廃止の掲載をしたという状況でございます。

また、現地の対応は、どうしても踏切が通れなくなると、歩行者の方は、岡田橋か水戸駅側にある石川第2踏切のどちらかを通る状況になってしまうものですから、岡田橋付近につきましては、岡田橋の高欄に歩行者注意の標示、あと、路面標示等をやりました。あと、歩行者がどうしても路側を歩くものですから、その側溝とかの段差もある状況なので、その段差も擦りつけて、ゼブラ標示をして、夜間でもちょっと段差が分かるような形で、歩行者の迂回路への配慮ということをしております。

あと、石川第2踏切のほうの路線につきましても、途中で市道が何か所か交差しているものですから、路面に市道が交差しているという状況が、歩いている方、車で通っている方に分かるように、路面のほうに区画線を標示したという形で、やれることはやった状況で通行止めにして、対応したという状況でございます。

○綿引委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 できる限り、できることをされたということなので、岡田橋というのは本当に危ない橋だと思いますので、本当に事故とかが起らないように、また何かできることがあれば、御検討を今後とも——岡田橋が新しくできる令和11年ですか、11年にできるということで、やっぱり歩道についても、もちろん令和11年に完成とともに、ちゃんと整備されるということによろしいですね。

分かりました。では、よろしく願います。

○綿引委員長 ほかにございますでしょうか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○綿引委員長 ないようですので、議案第54号についての質疑を終わらせていただきます。

次に、議案第55号 水戸駅北口エレベーター改築工事請負契約の締結について、質疑のある方は発言をお願いいたします。

中庭委員。

○中庭委員 私の方からは、このエレベーターについて、ちょっと見に行き行って写真を撮ってきたんですけども、やはり、これを見て分かるように、かなり老朽化しているんですね、これね。

それで、古いエレベーターで中は非常に狭くて暗い。窓は2つしかないというような状況でした。

これは、いつ頃できたエレベーターなんですか。要するに、製造してどれぐらいか、設置して何年ぐらいたっているエレベーターなのか、お答えいただきたい。

○綿引委員長 小田切課長。

○小田切市街地整備課長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えします。

設置年は平成4年となります。

以上でございます。

○綿引委員長 中庭委員。

○中庭委員 そうすると、大体30年以上たっている古いエレベーターで、中に入っても、さっきも言ったように、非常に暗くて狭いということで、車椅子の方がこのエレベーターの中に入ると、もうほかの人たちがなかなか入れないという状況になっているんですけども、今回、広さは増やしたと言っていますよね。これによって十分な広さになるのか、お答えいただきたい。

要するに、15センチメートルですか、15センチメートルぐらい広くしたいということなんですけれども、これで対応できるのか、お答えいただきたい。

〔「契約だよ、これ、内容は予算計上したときに、そういう質問はしなければ」と呼ぶ者あり〕

○中庭委員 いやだって、これ契約の中で、このエレベーターを造るわけでしょうよ。エレベーターを造って、配置するわけでしょう。ここに書いてあるように。

〔発言する者あり〕

○中庭委員 だから、それで間に合うのかという。要するに、ここに書いてあるように、既存エレベーターはかごの寸法が間口145センチメートル、奥行きが135センチメートルなんだけれども、今回、新しいエレベーターにするわけですよ。そうすると、かごの寸法がここに書いてあるように、間口が160センチメートル、奥行きが150センチメートルと書いてありますよね、これね。

だから、これで本当にちゃんとしたものができるのか。要するに、バリアフリー基準に合っているのかどうかというのを聞いているわけですよ。その辺をちょっと答えていただきたい。

○綿引委員長 改めて工事概要についてお願いいたします。

小田切課長。

○小田切市街地整備課長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えします。

バリアフリーの基準に対応しております、先ほど委員がおっしゃったとおり、間口、横幅が160センチメートル、奥行きが150センチメートルと、従前のエレベーターよりも、それぞれ15センチメートルほど大きくなっております。

今回のエレベーターは、そのまま通り抜けができるエレベーターとなりますので、エレベーターの中で車椅子を回転させる必要がないので、以前よりも広く使っていただけるものと考えております。

以上でございます。

○綿引委員長 中庭委員。

〔発言する者あり〕

○中庭委員 いや、どういうものを発注して、造ろうとしているのかというのを聞いているんですよ。

同じ水戸駅のエレベーターがありますよね。バス停のところにあるんですけども、これを見ると、全体がガラス張りなんですよね。

今のこの古い中村ビルの前のエレベーターは、中が真っ暗で、外が見えないという状況になって、防犯上もまずいということになったんですけれども、今回の工事はこんなような工事になるのかどうか、お答えいただきたい。

○綿引委員長 小田切課長。

○小田切市街地整備課長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えします。

新しく設置するエレベーターにつきましては、エレベーターのかごを入れる建物は、4面ガラス張りとなっております。

また、中のかごにつきましても、乗降口のところには、ガラスの窓がつかますし、また、側面にも窓がつかますので、防犯上も対応しているようなエレベーターとなっております。

以上でございます。

○綿引委員長 中庭委員。

○中庭委員 そうすると、かなり防犯上もよく、そして、明るいエレベーターになるという点では、私はこれいいなというふうに思うので、ぜひそういうふうにしていただきたいと思います。

それから、もう一つは、今回バリアフリーのエレベーターにすることなんですけれども、エレベーターにもいろいろな対応があって、聴覚障害者や視覚障害者対応のエレベーターがありますよね。今回のエレベーターはそういうふうなエレベーターになっているのかどうか、お答えいただきたい。

○綿引委員長 小田切課長。

○小田切市街地整備課長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えします。

まず、視覚障害者対応ですが、点字がつくこと、また、音声案内がつくことで対応しております。

なお、聴覚障害者につきましては、一般的に見えているものと思われまますので、特別な対応はございません。

以上でございます。

○綿引委員長 中庭委員。

○中庭委員 私もこのバリアフリーのエレベーターって、どういうエレベーターなのかというので、ちょっと調べたんですけれども、そうしたら、いろいろな工夫をしているんですよね。例えば、満員ですとか、今から降りますとか、それから、車椅子で降りる場合に少し時間を延ばすとか、いろいろな対応がなされているんです。点字も使われているとか。そういう点では、視覚障害者、聴覚障害者の方にも優しいエレベーターにぜひ設計してほしいというふうに思います。これは大丈夫ですか。

[発言する者あり]

○綿引委員長 小田切課長。

○小田切市街地整備課長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えいたします。

ただいまの御質問の中で、満員の場合と、車椅子というお話が出たかと思うんですけれども、満員につきましては、一般的な注意喚起ができるブザーを設置予定でございます。

また、車椅子につきましても、車椅子の操作盤を高さ1メートルぐらいのところ、乗り場とかごの中、それぞれにつける形となっております。

以上でございます。

○綿引委員長 中庭委員。

○中庭委員 では、ぜひ、障害者に優しい設計にして、造っていただきたいと思います。

以上です。

○綿引委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 ちょっと確認なんですけれども、この仕様のところにロープ式とあるんですけれども、設置から30年以上たっていて、耐用年数を超えているということで、今までもロープ式だったのでしょうか。

○綿引委員長 小田切課長。

○小田切市街地整備課長 ただいまの鈴木委員の御質問にお答えいたします。

今度設置するものについてはロープ式、以前のものについては油圧式というものでございました。

以上でございます。

○綿引委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 そうしますと、やっぱり費用の面でも、油圧式というのは、今、どんどん使われなくなって、ロープ式になっていっているという捉え方でよろしいでしょうかね。

○綿引委員長 小田切課長。

○小田切市街地整備課長 ただいまの鈴木委員の御質問にお答えいたします。

近年は、施設向けのエレベーターについては、油圧式の生産が行われていないということで、ロープ式となったものでございます。

以上でございます。

○綿引委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 分かりました。

もう一点なんですけれども、私も、このエレベーターを見て来たんですけれども、エレベーター自体が、バリアフリーで使いやすくなるというのはよく分かったんですが、ちょっと、降りたところの路面というか歩道ですか、そこがちょっと、あまりいい状態ではなかったように思うんですけれども、今回はそこについては、何か御検討されていることはありますか。

○綿引委員長 小田切課長。

○小田切市街地整備課長 ただいまの鈴木委員の御質問にお答えいたします。

委員御指摘のとおり、水戸駅から银杏坂方面に向けて緩やかな上り坂、勾配がついております。

そのため、1階で降りるとき、また、乗るときに、車椅子やベビーカーを利用しても危険がないように、乗降口の段差の解消というものを行ってまいります。

以上でございます。

○綿引委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 分かりました。

その点も心配ないということで、よろしく願いいたします。

あと、ごめんなさい、これはちょっとはっきりしたあれは分からないんですけれども、北口にもう一か所、

かなり古いエレベーターがあったかと思うんですけども、ごめんなさい、ちょっと関係ないかもしれないですけども、そこについては、何か計画とかあるんでしょうか。

○綿引委員長 小田切課長。

○小田切市街地整備課長 ただいまの鈴木委員の御質問にお答えいたします。

もう一つのエレベーターにつきましても、同じように年数がたっておりますので、順次、建て替えの予算を取っていきたいと考えております。

以上でございます。

○綿引委員長 ほかにございますでしょうか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○綿引委員長 ないようですので、議案第55号についての質疑を終わらせていただきます。

以上をもちまして、提出議案の質疑は全て終了いたしました。

それでは、本日の委員会はこの程度をもって散会したいと思います。

なお、明日の委員会は午前10時に開会いたしますのでよろしくお願いいたします。

以上をもちまして、本日の建設企業委員会を散会いたします。

御苦労さまでした。

午前10時47分 散会